

平成 29 年 5 月 18 日現在

機関番号：10101

研究種目：若手研究(A)

研究期間：2013～2016

課題番号：25705001

研究課題名（和文）水平的提携のガバナンス構造と競争効果の総合的解明

研究課題名（英文）Governance structures and competitive effects of alliances.

研究代表者

中川 晶比兒（NAKAGAWA, Akihiko）

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：20378516

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 5,200,000円

研究成果の概要（和文）：競争関係にある複数企業が競争力強化のために行う水平的提携は、独占禁止法においてその競争効果をどう判断すべきか。水平的提携では多様なガバナンス構造が選択可能であるが、市場競争に与える影響は、提携に参加するパートナー企業の利潤がどのように分配されるか（profit sharingの行われ方）に着目して分析できる。実務上の提言として、水平的提携は合併よりも競争制限効果が弱いという通念が妥当しない場合があること、少数株式取得規制については協調的行動の弊害に射程を限定すべきであること、水平的提携の競争効果分析にあたっては、当事会社の意図や目的を十分に斟酌する必要があること、を論じた。

研究成果の概要（英文）：Competitive effects of alliances between competitors can properly be judged based on how they influence the profit functions of partner firms. Particular attention should be paid to the distinction between one-way profit sharing and two-way profit sharing. Two-way profit sharing shows why alliances short of mergers should nevertheless be treated as full mergers. The research also suggests that the prevailing theories will lead to overregulation of minority shareholdings.

研究分野：経済法

キーワード：独占禁止法 水平的提携 合併 ガバナンス構造 profit sharing 少数株式取得

1. 研究開始当初の背景

国際競争力を失った日本企業が、生き残りをかけて国内外の企業と組む提携関係は、合併よりも短期間かつ少ない資本で効果を上げられると考えられてきた。提携の中でも競争関係にある複数企業が行う水平的提携（ジョイント・ベンチャー及び戦略的提携）は、効率性を達成する面で合併と共通しつつ、事業活動の一部しか統合しないため、独占禁止法はこれを合併に至らない部分的統合と位置づけて、合併規制の違法性判断基準を参照しつつも、費用や情報の共通化といった合併にはない事情を考慮して競争効果を判定している。

しかしながら、このような現行実務の判断基準は、水平的提携内部のガバナンス構造、すなわち提携参加企業の誰がどの資本を所有し、誰がどの資本の利用水準を決めるかという選択が、研究開発・生産・販売といった複数の事業段階を通じて競争にどのような影響をもたらすのか、ガバナンス構造の多様性に応じた検討がなされていない。諸外国のガイドラインでも、ガバナンス構造を考慮事由とすることを述べるものはあっても、どのように判断するかは明らかにされておらず、その研究もなされていない。判断過程の不透明性は、世界的にガイドラインが収斂化傾向にある合併と比べて大きい。

2. 研究の目的

本研究は、水平的提携におけるガバナンス構造の多様性に対応して、水平的提携の競争効果を予測・判定する「ガバナンス整合的基準」を構築することを第一義的な目的とする。その上で、このような判断基準が、競争効果を予測するうえでどの程度精度の高いものであるか、また現行実務で利用可能かどうかを検討し、実務上の具体的な提言を行う。

3. 研究の方法

水平的提携のガバナンス構造については、文献調査及び海外での実態調査によって明らかにする。水平的提携の競争効果分析については、ゲーム理論による分析を参照し、合併規制との異動も含めて明らかにする。「ガバナンス整合的基準」の予測精度については、ケーススタディと照らし合わせることで検証する。

4. 研究成果

本研究はまず、文献調査及び海外での実態調査に基づいて、水平的提携では多様なガバナンス構造の選択が可能であり、航空会社間の世界的アライアンスのように、水平的提携でありながら合併とほぼ変わらないことさえ実現できることを明らかにした。そのうえ

で、これらの多様な水平的提携の競争効果を分析する上で共通の特徴を、経営学の知見も参照して抽出した。すなわち、共通の目標、利益と費用の共有、共同の意思決定ないしコントロール、パートナーによる貢献といった要素であり、これらは単なる契約と水平的提携を区別する要素である。これらのうち、ゲーム理論を用いて水平的提携の市場競争に与える影響の分析に接合可能なものとして、**profit sharing** に着目した。すなわち、提携に参加するパートナー企業の利潤がどのように分配されるかに着目すれば、ゲーム理論を用いて水平的提携の競争効果を分析できることを明らかにした。このことは、ガバナンス構造が異なっても、競争効果が同じ場合がありうるということも意味する。実務上の提言としては、①パートナー企業がお互いに利潤を分け合う場合には、水平的提携が経済的には合併と同じ効果を持つこと（水平的提携は合併よりも競争制限効果が弱いという通念が妥当しないこと）、②少数株式取得規制については協調的行動の弊害に射程を限定すべきである（でなければ過剰規制となりかねない）こと、③水平的提携の競争効果分析にあたっては、当事会社の意図や目的を十分に斟酌する必要があること、を論じた。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計6件）

- ① 中川晶比兒「独占禁止法判例研究会 第44回 販売アライアンス・少数株式取得と独占禁止法」NBL 査読有 1090号 2017年 82-87頁
- ② 中村豪・中川晶比兒「企業結合審査における輸入圧力等の評価に係る事後検証—平成27年競争政策研究センター共同研究報告書の概要—」公正取引 査読無 795号 2017年 51-55頁
- ③ 中川晶比兒「再販売価格維持と小売マージン」北大法学論集 査読無 67巻3号 2016年 83-134頁
<http://hdl.handle.net/2115/62950>
- ④ 中川晶比兒「第4章 輸入圧力の分析手法」『CPRC 共同研究報告書 企業結合審査における輸入圧力等の評価に係る事後検証』（公正取引委員会競争政策研究センター） 査読有 CR 03-16 2016年 59-77頁
<http://www.jftc.go.jp/cprc/reports/index.files/cr-0316.pdf>
- ⑤ 中川晶比兒「インフルエンザワクチンの価格はどうか決められている？」日本医事新報 査読無 4806号 2016年 70-71

頁
<http://www.jmedj.co.jp/journal/paper/detail.php?id=3995>

- ⑥ 中川晶比兒「独占禁止法における法的推論と経済分析」『日本経済法学会年報 35号 優越的地位の濫用規制の展開』(有斐閣) 査読無 35号 2014年 111-122頁

[学会発表] (計 11 件)

- ① 中川晶比兒「グローバル化時代の独禁法：国際的な法形成要因と域外適用」2016年度第3回 ERG 科研(基盤(B)「政策実現過程のグローバル化に対応した法執行過程・紛争解決過程の理論構築」)研究会(招待講演) 2017年3月29日 同志社大学寒梅館(京都府京都市)
- ② 中川晶比兒「販売提携と独占禁止法」北海道大学経済法研究会 2016年12月24日 北海道大学法学部(北海道札幌市)
- ③ 中川晶比兒「日本製紙・特種東海」独占禁止法判例研究会 2016年9月12日 北海学園大学4号館(北海道札幌市)
- ④ 中川晶比兒「単独の再販売価格拘束と小売段階でのブランド間競争(in-store interbrand rivalry)」北海道大学経済法研究会 2016年1月30日 北海道大学法学部(北海道札幌市)
- ⑤ 中川晶比兒「ワクチンの流通」北海道大学経済法研究会 2016年1月30日 北海道大学法学部(北海道札幌市)
- ⑥ 中川晶比兒「寡占市場における戦略的行動の分析手法について」経済法理論研究会 2015年12月26日 中央大学市ヶ谷キャンパス 2321 教室(東京都新宿区)
- ⑦ 中川晶比兒「合併規制における輸入圧力の評価」北海道大学経済法研究会 2015年11月21日 北海道大学法学部(北海道札幌市)
- ⑧ 中川晶比兒「差別化された商品市場における合併と立地競争モデル」北海道大学経済法研究会 2015年6月20日 北海道大学法学部(北海道札幌市)
- ⑨ 中川晶比兒「再販売価格維持:ハマナカ、アディダス」独禁法審判決研究会(招待講演) 2014年10月17日 関西学院大学東京丸の内キャンパス会議室(東京都千代田区)
- ⑩ 中川晶比兒「独占禁止法エンフォースメントにおける私益と公益」基盤研究(A)

「集团的利益または集合的利益の保護と救済のあり方に関する解釈論的・立法論的検討」(研究代表者・窪田充見) 総括シンポジウム(招待講演) 2015年1月25日 神戸大学第2学舎 163 教室(兵庫県神戸市)

- ⑪ 中川晶比兒「独占禁止法の法的推論と経済分析」日本経済法学会 2013年大会 2013年10月19日 駒澤大学駒澤キャンパス 1号館(東京都世田谷区)

[図書] (計 3 件)

- ① 土井教之、中川晶比兒「再販売価格の拘束と公正競争阻害性:ハマナカ事件・アディダス事件」岡田羊祐・川濱昇・林秀弥【編】『独禁法審判決の法と経済学 事例で読み解く日本の競争政策』(東京大学出版会) 査読有 2017年 229-245頁
- ② 川濱昇・武田邦宣・和久井理子【編著】池田千鶴・河谷清文・中川晶比兒・中川寛子・西村暢史・林秀弥【著】『論点解析経済法』(商事法務) 査読無 2014年 1-281頁
- ③ 中川晶比兒「実証は理論と共に—合併規制における経済理論の役割」川濱昇・泉水文雄・土佐和生・泉克幸・池田千鶴【編】『根岸哲先生古稀 競争法の理論と課題—独占禁止法・知的財産法の最前線』(有斐閣) 査読有 2013年 343-366頁

[産業財産権]

○出願状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]

ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

中川 晶比兒 (NAKAGAWA, Akihiko)
北海道大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：20378516

(2)研究分担者 なし

(3)連携研究者 なし

(4)研究協力者 なし